

II. 身の丈にあった歳出構造への転換

II-1 民間委託の推進と施設運営の効率化

厳しい財政状況の中で、少子高齢化による社会保障費の増大や多様化する市民ニーズに対応するには、これまでのような行政中心のサービス提供では限界があります。このため、民間で可能なものは民間に委ねることを原則に、市民が真に求めるサービスが提供できる行政運営の確立と基盤の強化を目指します。なお、民間委託の推進を図る上では、サービス水準の維持・拡大、安全性の確保、行政の指導及び監視体制の確立を優先して取り組みます

(1) 行政のアウトソース化

市民サービス向上と運用の効率化のための民間委託のさらなる推進と、業務切り出しによる委託の実施を図ります。なお、民間委託によるサービスの質の低下防止、安全性の確保等は、厳密な仕様書の作成及び業務の評価、業務チェック体制で管理していきます。また、委託請負事業者に対する研修の実施により社員の質の向上を図ります

項目	改革・改善の内容
1 民間活力の積極的な導入 (民間委託の推進)	a. 民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する
	b. 土木、公園関係作業業務の民間委託を実施する b-1 平成 21 年度 道路補修作業業務 (道路課) b-2 平成 22 年度 側溝清掃作業業務 (道路課) b-3 平成 21 年度 現場作業の一部業務 (緑と清流課) b-4 平成 22 年度 現場作業の一部業務 (緑と清流課)
	c. 小学校給食調理業務の民間委託を実施する c-1 平成 18 年度～平成 22 年度 9 校
	d. 少子化に伴う保育園等改革計画を策定し、保育園等の改善を図る d-1 私立保育園の経営基盤を維持継続、保育の質を担保しつつ、保育内容の充実を図るとともに用地課題を解消するため、公立保育園の民営化・指定管理者制度の導入を図る d-2 児童館・学童クラブに指定管理者制度を導入する

	<p>e. 学校用務員業務の民間委託（嘱託員化を含む）を実施する</p> <p>e-1 平成 20 年度 中学校 8 校</p> <p>e-2 平成 21 年度 小学校 9 校</p> <p>e-3 平成 22 年度 小学校 9 校</p> <p>e-4 学校の安全安心の視点から（仮称）学校管理員の設置を検討する（再掲）</p>
	<p>f. クリーンセンターごみ焼却運転管理業務の民間委託を実施する</p> <p>f-1 平成 19 年度民間委託を実施する</p>
	<p>g. 図書館業務に嘱託職員を導入し効率化を図る</p> <p>g-1 平成 18 年度～平成 20 年度 図書館業務に嘱託職員を導入する</p> <p>g-2 嘱託職員の業務教育・訓練を実施し能力の向上を図る</p> <p>g-3 利用者から再び日本一と言われる図書館サービスを目指す（再掲）</p>
	<p>h. 庁内定型業務の民間委託化を図る</p> <p>h-1 総務定型業務の民間委託（給料事務、旅費事務、統計事務）を実施する</p>
	<p>i. 滞納の多い使用料等徴収業務の委託を検討する</p> <p>i-1 保育料、市営住宅使用料等の徴収業務について民間委託を検討する</p>
	<p>j. 開票所設営、投・開票事務従事者の一部民間委託を実施する</p> <p>j-1 平成 20 年度 投・開票事務を民間委託する</p> <p>j-2 平成 20 年度 開票所設営業務を民間委託する</p>
	<p>k. 市場化テスト※1の導入を検討する</p> <p>k-1 市場化テストガイドラインを作成する</p> <p>k-2 給料事務、旅費事務、市民窓口事務、徴収業務等への導入を検討する</p>
	<p>l. 民間委託の推進を図る上で、サービス水準の維持・拡大、安全性の確保、行政の指導及び監視体制の確立を優先して取り組む</p>

※ 1 市場化テスト：公共サービス等について、民と官が対等な立場で加わる競争入札を実施し、優れている方に業務を請け負わせる制度

(2) 費用対効果に基づく公共施設の管理・運営

公共施設の管理・運営について、費用対効果を勘案して効率的な運営を図ります

項目	改革・改善の内容
1 指定管理者制度の活用	<p>a. 公共施設に指定管理者制度を導入する（平成18年度実施16施設）</p> <ul style="list-style-type: none">a-1 日野山荘a-2 大成荘a-3 市民会館a-4 七生公会堂a-5 とよだ市民ギャラリーa-6 東部会館a-7 勤労・青年会館a-8 日野駅西駐輪場a-9 豊田駅第4駐輪場a-10 中央福祉センターa-11 特別養護老人ホーム浅川苑（民間移譲予定）a-12 浅川苑サービスセンター（民間移譲検討）a-13 栄町サービスセンター（民間移譲検討）a-14 つばさ学園（NPO法人化もしくは社会福祉法人化を図る）a-15 はくちょう学園（NPO法人化もしくは社会福祉法人化を図る） <p>b. 既設の全公共施設を点検し指定管理者制度導入を検討・実施する</p> <p>c. 交流センター、地区センターをそれぞれ一括して指定管理者制度の導入を検討する</p> <p>d. 新規設置施設は指定管理者制度を導入する</p> <ul style="list-style-type: none">d-1 （仮称）市民の森ふれあいホールなどの新規設置施設に指定管理者制度を導入する <p>e. 指定管理者制度導入施設の検証を行う</p> <ul style="list-style-type: none">e-1 施設運営方針の変更による柔軟な管理体制の見直しを実施する
2 運営方式の改善	<p>a. 各公共施設の資産管理状況を明確に整理する</p> <ul style="list-style-type: none">a-1 初期投資額、減価償却費、維持管理費、起債・償還について整理しておく

	<p>b. 大成荘の収益性の検証と使用目的の特化を検討する</p> <p>b-1 大成荘の委託料金を精査する</p> <p>b-2 学校教育、社会教育使用の目的特化を検討する</p>
	<p>c. 公共施設の抜本的な見直しを行う</p> <p>c-1 日野山荘は利用料金制による指定管理者制度を導入する（将来的に閉鎖の検討含む）</p>
	<p>d. 民間活用による市民農園の拡大を検討する</p>
<p>3 学校等の統合、施設等の有効活用</p>	<p>a. 学校の統合は、方針に沿って進める</p>
	<p>b. 幼稚園の統合を検討し適正配置、適正規模とする</p> <p>b-1 適切な時期を考慮し第三幼稚園と第四幼稚園の統合を検討する</p> <p>b-2 統合の検討においては、保育園との一元化（幼児園化）や私立幼稚園への移譲も視野に入れて検討する</p>
	<p>c. 統合後の学校は多目的な有効活用を検討する</p> <p>c-1 少子化に対応する施設利用を検討する</p> <p>c-2 高齢者の生きがい利用が可能な施設内容を検討する</p> <p>c-3 SOHO※1等民間ベンチャー企業への利用開放を検討する</p> <p>c-4 団塊の世代が活躍できる場としての整備を検討する</p>
	<p>d. 遊休地に障害者施設を整備する</p> <p>d-1 無認可作業所の統合による本格法人移行及び通所系施設を整備する（旭が丘の遊休地に知的障害者援護施設「夢ふうせん」）</p>

※ 1 SOHO：「小さな事務所・自宅事務所」から、個人事業者をさす用語

II-2 経営感覚に基づくサービス(合理的で透明性の高い行政運営)

市民に、より良い行政サービスを効率的に提供するために、サービスコストとサービスの質や効果・成果等を徹底した経費分析により比較検討し評価する仕組みが求められています。このため、行政サービスを評価するシステムを確立し、総合的な投資対効果を測定・評価することで、最小の費用で最大の効果が達成される行政サービスを再構築します

(1) 行政評価の予算への反映のしくみづくり

市民ニーズに合った行政サービスの提供をチェックする機能として行政評価システムを導入し、必要なサービスを効果的に実施していきます。また、行政評価に市民評価制度を取り入れ、市民意見を予算に反映する仕組みと市民への行政サービスコストの公表を行います

項目	改革・改善の内容
1 行政評価システムの確立など行政効果の検証	a. 行政評価システムにより政策・施策の方向性を示す a-1 行政評価システムで市民評価を実施する a-2 行政サービスの成果・効果を評価し予算に反映する a-3 事業のスクラップ・アンド・ビルドを行う a-4 評価による事業の優先順位の明確化を図る a-5 市民評価事業数の拡大を図り、生活者の意見を事業に取入れ市民ニーズに沿った改善に努める a-6 市民評価結果は施策の方向性を決定する重い位置づけとして、施策の展開や予算へ市民意見を反映していく
	b. 外部監査制度の導入を検討する
	c. バランススコアカード制度※1の導入を検討する c-1 4つの視点(財務の視点、顧客の視点、業務のプロセス、人材と変革の視点)からバランスの取れた業務評価の導入を検討する
	d. 経済性を重視した設計を行う d-1 イニシャルコストとランニングコストの比較による設計を行う d-2 トータルコスト※2の縮減を図る

※ 1 バランススコアカード制度:企業活動を評価する視点として、従来の「財務の視点」に加えて、「顧客の視点」、「業務のプロセス」、「人材と変革の視点」といった企業戦略の具体的な実現に役立つ業績評価指標を管理できるような手法をいう

※ 2 トータルコスト:「総経費」の意味

(2) ICT推進策とICT化の投資効果の検証

庁内情報整備から地域情報化の推進及びICT活用の効果・サービス向上の度合い・ICT化の付加価値の確認を行っていきます

項目	改革・改善の内容
1 ICT推進による市民サービスの向上	a. (仮称)日野市情報化推計画(市民サービス向上の推進計画)を策定し、積極的なICT化の推進を図る(再掲)
	b. 情報セキュリティポリシーの強化を図る(再掲)
	c. ICT導入投資効果の検証システムを構築する
	d. 情報技術専門家やシステム・インテグレーター※1など専門知識を持った民間活力の活用を検討する
	e. レガシシステム※2を検証しオープンシステム※3への移行を検討する
	f. 学校図書館をネットワーク化し、蔵書を共有化する
	g. ホームページの活用により市政情報を積極的に発信し、市民意見を求めニーズの把握に努める g-1 行政サービス情報を積極的に発信する g-2 パブリック・コメント実施の手段としてホームページを積極的に活用、市民ニーズを把握し行政サービスに活用する g-3 電子会議室などコミュニケーション手段の導入を検討する
	h. 人事給与管理システムを見直す h-1 出退勤システムと庶務事務システムの一体的運用を図る
	i. 福祉総合システムの導入・データ使用状況を検証し、関係部署の連携・データ活用等を再構築する
2 積極的な情報公開	a. 行政情報の積極的な情報公開を図る a-1 他市や国との比較を取り入れ、市民にわかりやすく行政の情報を提供していく a-2 市民が判断できるようなわかりやすい情報提供を心がける a-3 市の財務状況(外郭団体の財務状況を含む)、人事・給与の状況、行政評価結果、行財政改革の進捗状況など積極的に情報を公開する a-4 個人情報保護法を遵守した情報公開を推進する a-5 外郭団体は、運営状況の積極的な情報公開に努める

※ 1 システム・インテグレーター：情報システムの構築、導入及び運用に際し、専門的な見地から業務・仕様の分析、ネットワークの敷設、契約内容の見直しまたはベンダーとの交渉・取りまとめ作業等を行なう中立

的な立場を持つ事業者や技術者のこと

- ※ 2 レガシシステム：メインフレーム（汎用機）を使った旧式の大規模システムを意味します。信頼性／安定性に優れている反面、OS（基本ソフト）がメーカーの独自製品であるためプログラム開発・変更や保守はそのメーカーしか扱えない。その結果、競争原理が十分働かない
- ※ 3 オープンシステム：最新技術を使用している新しいシステム。メーカーが共用している Windows や Linux などの OS（基本ソフト）を使用しており、サーバー運用のため特定メーカー依存が少ない

II-3 多様化する市民ニーズに対応するための行政運営

市民の多様化するニーズに対応するため、徹底した業務の見直しによる内部努力が求められています。このため、行政評価システムを活用し行政サービスの効率化を図り、市民サービスの向上を図ります。また、効率的にサービスを提供するために、組織のフラット化や組織内の情報の共有化、チーム制の導入など、新たなニーズへ即応する体制を整備します

(1) 行政評価システムによる事務事業の見直し

新たな市民ニーズに対応するため、行政評価システムを活用した積極的な事業の見直しを行います。市民に行政サービスコストや評価結果を公表することで、成果を重視したサービスの提供とコスト意識の醸成を図っていきます

項 目	改革・改善の内容
1 行政評価システムによる事務事業の見直し	a. 行政評価システムによる事業評価、事務事業点検基準に基づく業務点検により事業の改善に努める a-1 事務事業の総点検を実施し、事務処理方法や事務処理時間など簡素化率 20%（平成 17 年度比）を目標に努力する a-2 年間簡素化目標を定め事務事業の簡略化を推進する
	b. 新規事業を実施する場合、新規事業点検基準に基づき事業を点検しサービスの向上に努める
	c. 福祉給付事業の見直しを行う c-1 敬老金、健康管理手当は高齢者が安心して暮らせることを基本に見直しを行う c-2 高齢者記念品の給付方法を見直す c-3 高齢者の理美容券の給付対象者の制限を見直す c-4 障害者の福祉タクシー利用券・自動車ガソリン給油券の給付は所得・障害種別・障害状況等により、真に必要度の高い障害者に提供するための見直しを行う
	d. 障害者サービスの見直しを行う d-1 障害者（児）ホームヘルプサービスの支給量、支給内容の見直しを行う d-2 障害児在宅一時保護（都制度）制度を見直す（単位時間の見直し） d-3 市立生活寮（こばと寮・第 2 こばと寮・第 3 こばと寮）の自立支援法の法内給付に移行する

	<p>e. 公共施設の抜本的な見直しを行う</p> <p>e-1 老人憩いの家「かしの木荘」のあり方を抜本的に見直す</p>
	<p>f. 予算・決算に関する見直しを行う</p> <p>f-1 三位一体改革や将来の社会動向、人口予測等に基づく予算配分を行う</p> <p>f-2 企業会計方式（バランスシート）の導入を検討する</p> <p>f-3 一般財源ベースの完全事業部予算配分方式を導入する</p>
	<p>g. 補助金等の定期的な見直しを実施する</p> <p>g-1 市の補助基準を策定し補助金の分類や交付限度を設定する</p> <p>g-2 負担金を分類し根拠法令を明示して見直す</p> <p>g-3 各種補助金の適正交付を判断する部署を明確にし、所期の目的を達成したもの等については、早急に廃止、見直しの対象とする</p>
	<p>h. 入札・契約制度の改善を図る</p> <p>h-1 希望型指名競争入札※1から制限付一般競争入札※2への移行を図る</p>
	<p>i. 新都市建設公社への業務委託の改善を図る</p> <p>i-1 事業計画・5ヶ年計画を見直し、事業の進捗率を上げる</p> <p>i-2 委託業務評価の導入を検討し、公社への委託内容と実績を精査し的確な事業推進を図る</p>
	<p>j. 水道業務を東京都へ全面移管する</p> <p>j-1 平成20年度末に東京都へ全面業務移管する</p>
	<p>k. 市民向け各種講座等について費用総額の縮減に努める</p> <p>k-1 市民向け各種講座の受益者負担の導入を検討する</p> <p>k-2 講座受講者等の優れた作品・成果物の販売を検討する</p>
	<p>l. 公共下水道供用開始地域の早期切り替えについて、普及率の目標を設定し促進を図る</p> <p>l-1 下水道整備に優先順位制を導入する</p> <p>l-2 公共下水道供用開始地域で下水道料金の円滑な徴収を図る</p> <p>l-3 西平山土地区画整理地区内の汚水幹線ルートを整備する</p>

	<p>m. その他事務事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> m-1 準要保護の資格要件を見直し就学援助費用の適正化を図る m-2 埋蔵文化財の調査手法の効率化を図る m-3 消防団組織の見直しを行う(消防団組織の編成替えを検討する) m-4 その他
<p>2 外郭団体の運営改善</p>	<p>a. 日野市福祉事業団の発展的な解散を視野にいたった抜本的な改善を図る</p>
	<p>b. 市の設置施設(福祉事業団運営)を抜本的に見直す</p> <ul style="list-style-type: none"> b-1 平成19年度 浅川苑を民間に移譲する b-2 浅川苑サービスセンターの民間移譲を検討する b-3 栄町サービスセンターの民間移譲を検討する b-4 つばさ学園・はくちょう学園の発展的独立を図る(つばさ学園、はくちょう学園の社会福祉法人化もしくはNPO法人化を図る) b-5 希望の家の事業を拡大する(再掲)
	<p>c. 日野市社会福祉協議会の運営を見直す</p> <ul style="list-style-type: none"> c-1 人事給与制度を抜本的に見直し人件費の削減を図る c-2 新たな業務を開発し実施する
	<p>d. シルバー人材センターの運営を見直す</p> <ul style="list-style-type: none"> d-1 人事給与制度を抜本的に見直し人件費の削減を図る d-2 新たな業務や収益事業を開発し実施する
	<p>e. (株)日野市企業公社の運営の改善を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> e-1 職員の意識改革を図る(給料表の見直し、人事評価基準の導入、研修の導入) e-2 内部改革に取組み企業体力の強化を図る(コスト削減目標を設定し、提供するサービスの向上を図る) e-3 民間経営のノウハウを取り入れ業務拡大(自主事業の開発)を図る(営業を強化し、自立した企業経営を目指す、民間経験者の役員登用を検討する、情報を積極的に公開する)
	<p>f. (財)日野市緑化協会の適正な事業内容の検討を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> f-1 「緑」の行政代行を行う f-2 「特定公益増進法人」へ移行を検討・実施(寄付者の税控除)する
	<p>g. 各外郭団体の運営を点検評価し、評価内容を公開していく</p>

※1 希望型指名競争入札：工事概要、参加資格要件、提出方法等について、事前に公表し、入札参加を希望する事業者の申し込みを受け、申し込みのあった事業者の中から指名業者を選定する方式をいいます

※2 制限付一般競争入札：工事概要、参加資格要件、提出方法等について、事前に公表し、入札参加を希望する事業者の申し込みを受け、資格要件を満たす事業者すべてを入札に参加できるようにする方式をいいます

(2) 組織としての整備

市民の多様化するニーズに対応するため、組織のフラット化やチーム制の導入を図り組織内の情報の共有化、柔軟な組織体制を整備します。また、行政管理部門を創設し行政運営の質の向上を目指します

項 目	改革・改善の内容
1 多様化するニーズに対応する柔軟な組織体制整備	a. 組織の横断的な統合・連携を推進する a-1 組織を越えたプロジェクトチームを設置し権限を付与する a-2 子育てに関わる部門の統合・連携を推進する a-3 チーム制の導入（部、課、係の廃止）を検討する
	b. 行政管理部門を創設する b-1 各種計画の事業進行管理体制を確立する b-2 行政評価システムによるサービスの評価体制を推進する b-3 行財政改革大綱の進行管理を市民とともに行う体制にする b-4 効率的事務事業推進管理を実施する
	c. 政策立案と財政部門の連携を強化し、財政的な裏付けを持ったプランニングを図る
	d. 一般事務における業務サポートチームを創設する d-1 平成18年度 税務部門の繁忙期応援体制を確立する d-2 平成19年度以降、順次全庁的な繁忙期の応援体制を確立する d-3 現行の業務サポートチームは規模の拡大を図る
	e. 新たな職員提案制度を導入する e-1 職員の提案から事業立案及び事業化の検討を行う e-2 職員の意欲や能力を引き出す制度を検討する

(3) 市立病院の改善

市立病院経営評価委員の提言を実行に移す取り組みとして、地方公営企業法の全部適用※1の実施に向けた体制整備や全部適用の実施までにできる改善に対し積極的に取り組み、市立病院の経営健全化を図ります

項目	改革・改善の内容
1 市立病院の経営健全化	<p>a. 平成 19 年度より地方公営企業法の全部適用を実施し、日野市立病院の経営健全化を推進する</p> <p>a-1 病院事業者が、権限と責任を持って病院運営に当たる</p> <p>a-2 医療技術の向上を図り、市民の医療に対する信頼性の向上に努める</p> <p>b. 地方公営企業法の全部適用の実施までに、次の健全化の取組を行う</p> <p>b-1 市立病院経営評価委員の提言を含めた、市立病院経営健全化計画の見直しを行う</p> <p>b-2 医師、看護師等を確保し診療体制の充実を図る</p> <p>b-3 外来診療開始時間の繰上げ、土曜診療の実施を検討する</p> <p>b-4 救急体制を充実し、救急患者を積極的に受け入れる</p> <p>b-5 小児救急の拡充を図る（小児科救急の 24 時間体制を確立）</p> <p>◆平成 18 年度以降 平日準夜こども応急診療のバックアップを行うとともに、医師会及び近隣病院と連携し、更なる小児救急医療の拡充に努める</p> <p>b-6 地域医療連携の拡充を図る</p> <p>◆病診・病病連携（病院と診療所、病院と病院の連携）を強化し、紹介患者の増を図る</p> <p>◆地域開業医用の確保ベッドの活用を図る</p> <p>b-7 病院医療職員の給与制度を見直し、「働きやすい職場環境」を整備する</p> <p>b-8 病院の特殊勤務手当（病院業務手当）の見直しを行う（平成 18 年度中に検討）</p> <p>b-9 健診センターを充実する（人間ドック・脳ドック事業の充実）</p> <p>b-10 病診連携機能を確立し、紹介率 30%以上、平均在院日数 15 日以内、逆紹介率の向上を図る</p> <p>b-11 日本医療機能評価機構認定※2を継続する</p> <p>b-12 医療事務の ICT 化を推進する（電子カルテの導入、オーダーリングシステムの充実化、医療指標のデータ化）</p>

2 地方公営企業法の全部適用を前提にした入院・外来収益の確保	a. 保険請求に関する取組を充実させる a-1 保険請求専門事務官の育成を図り請求漏れがないように万全な体制を作る a-2 処置箋確立・未収金の防止を図る
	b. 市民サービスの向上を図る b-1 セクションを越えたベッド利用を促進する b-2 苦情処理機関を設置する b-3 迅速・丁寧な紹介状の対応（礼状、治療経過報告）をする

- ※ 1 地方公営企業法の全部適用：地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準等を定めた「地方公営企業法」の全部を適用すること
- ※ 2 日本医療機能評価機構認定：第三者機関である（財）日本医療機能評価機構が、病院組織の運営と地域における役割、患者の権利と安全の確保、療養環境と患者サービス、診療の質の確保、看護の適切な提供、病院運営管理の合理性の6領域について評価し、標準的な水準以上であれば、認定証が発行される